

高齢者 (65 歳以上)

補聴器

購入費を
助成します

聴力の低下を
感じた方へ



助成額

上限 ¥35,000

補聴器購入費の
2 分の 1 以内の額



支給対象

左右いずれかの耳、または両耳に装用する補聴器本体(管理医療機器として承認されたもの)の購入費用(補聴器付属の電池、充電器、イヤモールドを含む)

対象者

下記のチェックリスト ☒ すべてに
該当する方が対象になります。

※決定通知書が届く前に購入した補聴器は助成対象外です。

- ☒ 市内に住所を有する65歳以上の方。
- ☒ 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、聴覚障害による身体障害者手帳交付対象とならない方。
- ☒ 助成対象者は市民税非課税であり、かつ世帯員の市民税所得割最多納税者の税額が46万円未満の世帯の方。
- ☒ 医師(※)により補聴器が必要であると証明(医師意見書)を受けた方。
※身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医に限ります。
- ☒ 過去にこの事業による助成を受けていない方。



受診費用、文書料など申請にかかる経費は全額自己負担になります。



補聴器購入費助成申請のながれ



ステップ①～⑧の順に手続きをお願いします

ステップ

1 申請書類の準備

- 高齢者補聴器購入費助成申請書(※)
- 高齢者補聴器購入費助成医師意見書(※)

※書類は市役所高齢福祉課の窓口または市ホームページから取得できます。

ステップ

2 医療機関を受診

医療機関(※)を受診し、医師からの意見書の記入を受けてください。

※身体障害者福祉法第15条第1項に規定する聴覚障害の指定医に限ります。

※受診費用、意見書作成料は全額自己負担です。

ステップ

3 補聴器の見積書の作成

市内の認定補聴器専門店もしくは認定補聴器技能者を有する補聴器販売事業者に見積書の作成を依頼してください。

※見積書のあて名は対象者名としてください。

※この時点ではまだ補聴器を購入しないでください。

ステップ

4 申請書提出

- 高齢者補聴器購入費助成申請書
- 高齢者補聴器購入費助成医師意見書
- 補聴器の見積書

※書類は市役所高齢福祉課へ提出してください。



ステップ

5 市からの通知

審査の結果、当該事業の該当の方には市から決定通知書を、非該当の方にはその旨の通知を送付します。

※非該当の方には、補聴器の購入費用の助成をすることはできません。

ステップ

6 補聴器の購入

決定通知書が届いた後、ステップ③で見積書の発行を依頼した補聴器販売店で補聴器の購入をしてください。

※領収書のあて名は対象者名としてください。

ステップ

7 交付請求書の提出

- 高齢者補聴器購入費助成交付請求書(※)
- 領収書

※書類は市役所高齢福祉課の窓口または市ホームページから取得できます。

※書類は市役所高齢福祉課へ提出してください。

ステップ

8 助成金の交付

交付請求書の確認が終わり次第、随時助成金を交付します。



お問い合わせ

四日市市 高齢福祉課

四日市市諏訪町1番5号 TEL:059-354-8455 FAX:059-354-8280